

村上市火葬場整備に係る官民連携手法導入可能性調査支援業務委託 公募型プロポーザル方式による事業者選定実施要領（案）

1 業務概要

（１）業務の名称

村上市火葬場整備に係る官民連携手法導入可能性調査支援業務委託

（２）業務の目的

本市が新火葬場を整備するにあたり、民間事業者の参画可能性の観点から、民間事業者の参画意欲や条件、公共投資の削減効果、実施可能な事業スキーム等について整理し、当該整備事業に対する官民連携手法導入の可能性及び実現性について確認することを目的とする。

（３）履行期間

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 契約限度額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

契約限度額は、契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議して決定するものである。

3 選定方法及び契約方法

公募型プロポーザル方式 / 随意契約

4 業務の内容

村上市火葬場整備に係る官民連携手法導入可能性調査支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

5 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を選定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力及び企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するとともに、プロポーザルに参加する事業者が提出する企画提案書等の内容及びヒアリング等の状況を総合的に評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定するものとする。

ただし、参加がない場合又は参加した事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

6 参加資格

（１）本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務を十分に遂行する能力を有すると認められる事業者とする。

（２）グループで参加しようとする場合はグループの代表者を 1 者選定し、その代表者が本市との対応窓口となり、本業務の遂行の責を負うものとする。参加申込時は、グループの構成員を全て明らかにすること。なお、構成員は本プロポーザルに参加する事業者及び他のグループの構成員として重複しないこと。

（３）参加者（グループの代表者及び構成員を含む。）は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

ア 参加申込書提出期限日において、村上市建設工事入札参加資格審査規程実施要綱（平成20年告示第27号）で定める入札参加資格を有する者で「測量・コンサルタント業務」に登録さ

れている者であること。

イ 配置予定者のうち、以下に掲げる者については、「令和元年度から令和7年度までに国、地方公共団体又はこれらに類する公的団体において、PFI等の官民連携手法導入可能性調査の実績」を有することとし、原則変更できない。

①業務管理責任者

②主任業務担当者

ウ 村上市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成20年告示第8号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

オ 国税及び地方税について滞納がないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

キ 村上市暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条（1）及び（2）の規定に該当する暴力団又は暴力団員でないこと。暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 全体日程

内容	期間等
公告	令和8年8月5日（水）
参加申込書受付	令和8年8月5日（水）～ 令和8年8月20日（木）17時まで（必着）
書類審査（第1次審査）結果通知	令和8年8月27日（木）
質問受付	令和8年8月28日（金）～ 令和8年9月3日（木）正午まで（必着）
質問回答予定	令和8年9月9日（水）
企画提案書受付	令和8年9月10日（木）～ 令和8年9月16日（水）17時まで（必着）
プレゼンテーション（審査）	令和8年9月25日（金）
審査結果通知	令和8年10月上旬

8 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類1部を期限までに環境課へ提出するものとする。

（1）提出期限

令和8年8月20日（木）17時まで

（2）提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

※持参の場合は、事前に電話連絡すること。

（3）提出先

〒958-8501 村上市三之町1番1号

村上市環境課 生活環境室

E-mail : kankyo-sk@city.murakami.lg.jp

(4) 提出書類

提出書類	様式等	注意事項
1 参加申込書	様式第2号	代表者印を押印したもの
2 グループ結成届	様式第3号	グループ代表事業者及び構成員それぞれの代表者印を押印したもの ※グループで参加する場合のみ提出
3 事業者概要	様式第4号 様式第5号 様式第6号	事業者概要、委託業務実施体制及び業務実績表を提出すること ※グループで参加する場合は代表事業者及び構成員それぞれの事業者概要及び証明書類を提出すること
4 納税証明書	—	直近1年の法人税、消費税（地方消費税を含む）、法人事業税及び法人市民税の納税証明書 ※提出日の3か月以内に発行されたもの（写し可） ※グループで参加する場合は代表事業者及び構成員それぞれの納税証明書を提出すること

9 質問の受付

本要領等に関する質問がある場合は、次のとおり環境課に提出するものとする。

(1) 受付期間

令和8年8月28日（金）から令和8年9月3日（木）正午まで

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）により環境課（kankyo-sk@city.murakami.lg.jp）へメールで提出すること。なお、メール送信後、環境課（0254-75-8932）に送信確認の電話をすること。

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年9月7日（月）までに村上市ホームページに掲載する。

10 企画提案書等の提出

参加申込書提出後、企画提案書（様式第7号）を含む関係書類9部（正本1部、副本8部）を次のとおり環境課へ提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年9月16日（水）17時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

※持参の場合は、事前に電話連絡すること。

(3) 提出先

〒958-8501 村上市三之町1番1号

村上市環境課 生活環境室

E-mail : kankyo-sk@city.murakami.lg.jp

(4) 提出書類

提出書類	様式等	注意事項
1 企画提案書	様式第7号 及び任意様式	表紙を作成し、提案内容は、「11 企画提案書等の作成方法」を参照して作成すること
2 提案金額見積書	様式第8号	提案金額見積書は、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格を記入すること

11 企画提案書等の作成方法

(1) 作成方法

ア 企画提案書（様式第7号）に加え、任意様式により下記に示す記載すべき事項を簡潔にまとめ、A4版両面（文字サイズは11pt以上）5枚10ページ以内で作成し、余白にページ番号を一連で付すこと。

イ 文章を補完するために使用するイラスト、イメージ図、または図面等の使用は可とする。

(2) 企画提案書等に記載すべき事項

ア 仕様書の内容を踏まえ、「13 審査項目及び配点」の項目毎に具体的に提案すること。

イ 提案金額見積書（様式第5号）には、委託期間中の本業務に係る費用の見込額に当該金額の消費税及び地方消費税に係る税率に相当する額を加算した額を記入すること。限度額は「2 契約限度額」に示すとおりとする。

(3) 書類の取扱い

ア 書類提出後の修正、変更及び差し替えは原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、本市が承諾したときは、この限りではない。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は談合その他不正行為があった場合は失格とする。

ウ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、村上市情報公開条例（平成20年条例第20号）に基づき、その内容の全部又は一部の提出書類を公開する場合がある。

12 審査方法

(1) 書類審査（第1次審査）

ア 審査方法

提出された参加参加申込書等について、参加資格の要件を満たしているか審査を行う。なお、要件を満たす者が5者を超える場合は、以下の評価項目について審査し、上位5者を選定する。

評価項目	評価事項	配点
1 業務実績	・同種又は類似業務に係る契約実績及び業務管理責任者・主任業務担当者の実績	100点

イ 審査結果の通知

審査結果については、令和8年8月27日（木）中に電子メールにより通知する。

(2) プレゼンテーション（第2次審査）

ア 審査方法

第1次審査を通過した者に対して、提出された企画提案書等をもとに、選定委員会において「13 審査項目及び配点」及び「14 採点基準」に基づき総合的に評価し、最高得点を取得した者を受託候補者、次点を取得した者を受託候補次点者として選定する。

① 日時

令和8年9月25日（金） ※時間等の詳細は、別途通知

② 場所

村上市役所4階 大会議室

③ 説明人

3名以内とし、責任者及び担当者（1名以上）は必ず出席すること。

④ 所要時間

1グループにつき、25分以内（説明時間15分、質疑応答10分）とする。

⑤ 説明

企画提案書等に基づき説明を行うこと。必要に応じてプロジェクター等の機器を利用し、選定委員が理解できるように工夫すること。

⑥ 機器類の準備等

プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること※プロジェクターはRGB（D-Sub）、HDMI 入力対応

⑦ 評価・採点の留意事項

- ・プレゼンテーションは、参加申込書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションは、参加者が1者の場合であっても審査を行う。
- ・提出書類が期限までに提出されなかった場合、又は提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- ・評価点の6割を最低基準点とし、合計点がこれに達しない場合は、選定の対象としない。
- ・最高得点が同点となった場合は、見積価格が低い者を受託候補者として選定し、見積価格も同額の場合は選定委員会で協議し多数決により決定する。
- ・選定委員会における審査の内容は公表せず、異議申立てには応じない。また、不正行為又は虚偽の記載があった場合は失格とし、選考対象から除外する。

13 審査項目及び配点

評価項目	評価事項	配点
1 実施体制	・当該業務に精通した担当者を配置し、適切な人員配置ができているか。 ・市との円滑な調整が可能な連絡体制やバックアップ体制が構築されているか。	10 点
2 実施能力	・プレゼンテーションや質疑応答から、知識や経験、コミュニケーション能力の高さが感じられるか。 ・業務に対する意欲、責任感を持ち、明確な説明が行われていたか。	20 点
3 業務理解度	・当該業務の趣旨及び内容を十分理解しているか。 ・本事業の課題を把握し、効果的な検討手法が提案されているか。	30 点
4 具体性・実現性	・業務内容や検討手法が具体的でわかりやすい提案となっているか。 ・手順や工程が明確かつ妥当で、期限内に着実な業務遂行が可能か。	20 点
5 提案価格	・見積額を基に、下記算式により算出する。 得点（小数点以下四捨五入）＝最低見積額÷見積額×30	20 点
		100 点

14 採点基準

審査は、「5 提案価格」以外は、下表「採点基準表」に示す評価内容により評価し、採点基準に従い得点を算定する。なお、小数点以下の数値は小数点以下第2位を四捨五入し得点を算定する。

評価	基準	採点基準
5	特に優れている	配点×1.0

4	優れている	配点×0.8
3	標準	配点×0.6
2	やや劣っている	配点×0.4
1	劣っている	配点×0.2
0	満たしていない	配点×0.0

15 審査結果の通知及び公表

審査結果は、参加事業者又はグループ代表事業者の全員に令和8年10月上旬にメールで通知する。また、受託候補者名は村上市ホームページで公表する。なお、選定に対する一切の問い合わせ及び異議には応じないものとする。

16 契約

- (1) 実際の契約にあたっては、受託候補者の企画内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細については、予定価格の範囲内で本市と受託候補者との間で提案内容に基づき、契約内容を協議し決定する。その後、契約に必要な見積書等の書類を提出し、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結するものとする。なお、受託候補者と協議が整わなかった場合は、次点者と協議し契約を締結する。次点者と協議が整わなかった場合は、本プロポーザルに基づく契約は行わない。
- (2) 受託候補者となった者が正当な理由なくして協議又は契約を辞退する場合は、村上市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定に基づいて指名停止を行う場合がある。また、この辞退により本市に損害が発生した場合にはその賠償を求めることがある。
- (3) 契約手続き及び契約書は、村上市財務規則及び村上市委託契約条項の定めるところによるものとする。
- (4) 実際の契約に係る仕様書の内容は、本プロポーザルに係る仕様書をもとに提案された内容を加えたものとし、協議により本市が承諾した場合は、内容を一部変更することができるものとする。

17 参加事業者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「6 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提案金額見積書（様式第8号）に記載の見積額が「2 契約限度額」を超えている場合
- (5) プレゼンテーション（第2次審査）に参加しなかった場合

18 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、本業務の対象経費には含まれないものとし、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。また、それらを本業務以外の目的には使用しない。なお、審査の際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製することがある。
- (3) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。また、受託者は本業務の成果品に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- (4) 企画提案書等に記載する内容については、予算の範囲内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、プロポーザルの審査後であっても、提案者の都合により記載された内容に大

幅な変更あった場合には、審査結果が取消されることがある。

(5) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出すること。

19 添付資料

村上市火葬場整備に係る官民連携手法導入可能性調査支援業務委託

20 所定様式

- (様式第1号) 質問書
- (様式第2号) 参加申込書
- (様式第3号) グループ結成届
- (様式第4号) 事業者概要
- (様式第5号) 委託業務実施体制
- (様式第6号) 業務実績表
- (様式第7号) 企画提案書
- (様式第8号) 提案金額見積書
- (様式第9号) 辞退届

21 担当課・問い合わせ先

村上市 環境課 生活環境室

〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市役所3階

電話：0254-75-8932 FAX：0254-53-1840

メールアドレス：kankyo-sk@city.murakami.lg.jp